

指名停止中の事業者一覧

令和7年7月28日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
ランゲート株式会社	1130001019265	京都府京都市中京区壬生坊城町1番地1	R7.7.28 ～ R7.8.27 （1ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者の元社長及び元役員は、令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増しして同省に報告し、概算払いで事前に受け取った委託費3億6300万円のうち、返金すべき余剰金約4160万円を詐取した疑いがあるとし、令和7年6月11日、詐欺容疑で警視庁に逮捕された。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大字門真1006番地	R7.7.18 ～ R7.8.17 （1ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	パナソニック株式会社は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、建設業許可部局より指示処分を受けた。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1丁目1番2号	R7.7.18 ～ R7.9.17 （2ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、建設業許可部局より22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニック関東設備株式会社	9070001001445	群馬県前橋市古市町1丁目50番地14	R7.7.18 ～ R7.9.17 （2ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	パナソニック関東設備株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、建設業許可部局より22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.10.17 （3ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、令和7年1月31日、建設業許可部局より以下の処分を受けた・建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分。・建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分。。

指名停止中の事業者一覧

令和7年7月28日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3丁目2番33号	R7.7.18 ～ R7.10.17 （3ヶ月）	指名停止措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）	パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、令和7年1月31日、建設業許可部局より以下の処分を受けた・建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分。・建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分。。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.8.17 （1ヶ月）	指名停止措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）	パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、令和7年1月31日、建設業許可部局より以下の処分を受けた・建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分。・建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分。。
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.10.3 （3ヶ月）	指名停止措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）	関電ファシリティーズ（株）は、令和6年12月19日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。 ①大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（1級電気工事施工管理技士）を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして11日間の営業停止処分。 ②平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして指示処分。

指名停止中の事業者一覧

令和7年7月28日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
大成産業株式会社	4420001005456	青森県青森市大字浜田字玉川2 6 2 番地 9	R7.7.4 ～ R7.10.3 （3 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2 第4 号イ （贈賄）	当該事業者の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7 年4 月2 6 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1 丁目1 8 番1 7 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2 第5 号 （独占禁止法違反行為）	日精株式会社は、公正取引委員会より、令和7 年3 月2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
住友重機搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1 丁目1 番1 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2 第5 号 （独占禁止法違反行為）	住友重機搬送システム株式会社は、公正取引委員会より、令和7 年3 月2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4 丁目2 番5 号	R7.6.20 ～ R7.10.19 （4 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2 第5 号 （独占禁止法違反行為）	フジバスク株式会社は、公正取引委員会より、令和7 年3 月2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
I H I 運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8 番1 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2 第5 号 （独占禁止法違反行為）	I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会より、令和7 年3 月2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1 番1 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2 第5 号 （独占禁止法違反行為）	新明和工業株式会社は、公正取引委員会より、令和7 年3 月2 4 日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。